

国別情報整理シート(暫定版)
(ハンガリー)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
生体牛の輸入	輸入実績	英国	57				457	514	
		欧州(中程度汚染国)	340	1,038	7,080	5,094	3,399	16,951	
		欧州(低汚染国)	2	29,633	6,377	58,185	22,105	116,302	
		米国							
		カナダ							
		その他()							
		合計		399	30,671	13,457	63,279	25,961	133,767
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
		その他()							
		合計		0	0	0	0	0	0
<p>○1992年より前にと畜目的で輸入された牛のデータは含まれていない。 ○2007年9月27日、スロバキアから輸入された1頭の牛(30ヵ月齢超、通常と畜目的)でBSEが確認されたが、ハンガリー原産の群においてBSEが発生したことはない。(1.1.5)</p>									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計	
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	
		英国				452		452	
		欧州(中程度汚染国)	3,653	4,431	13,579	12,675		34,339	
		欧州(低汚染国)		0.1	3,338	515		3,853	
		米国				126		126	
		カナダ							
	合計	3,653	4,431	16,917	13,768	0	38,770		
	暴露要因となった可能性のあるMBM	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
		その他()							
合計			0	0	0	0	0	0	
<p>MBMは、英国およびポルトガル(1998年以降罹患率が高くなっている)から輸入されていない。 ドイツ、イタリア、フランス、オランダ、ベルギーおよびスペインから大量のMBMが輸入されているが、OIEのデータによると、これらの国々の罹患率は非常に低い。 従って、1987年から2000年の間にTSEで汚染されたMBMがこれらの国々からハンガリーへ輸入された可能性は非常に低い、あるいは低いと言える。 他のBSE感染国に関しては、MBMの輸入量は重大なものではなかった。</p> <p>2001年4月30日以前…輸入MBMは豚および家禽の飼料として、また、ペットフードの材料として使用されていた。 2001年4月30日以降…CVO No. 32579の内部指導に基づき、輸入MBMはペットフードのみに使用。</p> <p>ハンガリーにおける給餌の慣習および禁止の法律のため、国内産MBMおよび輸入MBMが反すう動物の給餌に使用されたことはない。 MBMは、主にブタや家禽の給餌(2003年までのみ)またはペットフードの生産に使用されていた。</p> <p>ハンガリーのレンダリングおよび給餌システムでは、BSE感染国から輸入を行う場合においても、国内の牛への暴露を避けることが可能である。</p>									

			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計		
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数		
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
			米国							
			カナダ							
			その他()							
			合計							
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
			米国							
			カナダ							
			その他()							
			合計							
旧版のOIEコードには動物性油脂に関する指示がなく、OIEの調査票には動物性油脂の輸入に関する質問がなかったため、動物性油脂の輸入に関するデータは存在しない。										
侵入リスク	輸入規制の概要・遵守状況等	<p>{生体牛} {MBM} 1987年以降 1987年以降、英国からの輸入は禁止。 2000年12月31日まで 少数のBSE感染のみが確認されている国々(アイルランド、フランス、スイス、ポルトガル、オランダなど)からの生体牛やMBMは、「これまでにBSEへの感染が全くない動物群に由来するものであり、また動物は反すう動物性たん白質(乳を除く)を飼料として与えられていない(MBM等については、上記の動物から得られた原料のみを使用している)」との内容が記載された証明書が必要。 2001～2004年5月1日 以下の条件を満たす国からの生体牛、牛の精液および受精卵、また他の牛製品に対し輸入許可書を発行。 ・OIE国際動物衛生規約条項2.3.13.2 に基づき当該国が清浄、あるいは暫定清浄と判断できる。 ・当該国が、該当するEUの対策と同等のBSE予防対策をとっている。 ・と畜牛製品の輸入に関しては、個々にプリオンのテストを行い陰性の結果を得た個体に由来する製品である場合のみ、BSE感染のある国からの輸入が許可される。 2004年5月1日以降 2004年5月1日(ハンガリーのEUへの加盟日)以降は、輸入はECの法規に基づいて行われている。</p> <p>{動物性油脂} 2004年5月 ハンガリーにおいては、Regulation (EC) No 1774/2002の別紙 VIIのIV章で定められた、溶解精製油および魚油に関する輸入規則が直接有効である。</p>								

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">暴露・増幅リスク</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">飼料規制の概要・遵守状況等</p>	<p>飼料給与規制 (2.1.1)</p>	<p>1990年 反すう動物たん白質の反すう動物への給与禁止 1997年 ほ乳動物たん白質の反すう動物への給与禁止 2001年 全ての動物性たん白質(乳および乳製品は除く)の、反すう動物への給与禁止 2001年 死亡動物およびと畜された反すう動物由来MBMの、(反すう動物以外の)家畜への給与禁止 2003年 全ての動物性タンパク質(魚粉、加水分解されたタンパク質、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウムを除く)の、他の家畜への給与禁止</p>																
		<p>飼料給与方法 (2.2.1.1)</p>	<p>日本の飼料給与方法とほぼ同じ。</p>																
		<p>牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)</p>	<p>通常、飼育数が10頭以下の小規模農場のみ。 法規に以下の記載がある。 「魚粉、骨由来の第二リン酸カルシウムおよび加水分解されたタンパク質を含む飼料は、反すう動物が飼育されている飼育場所で保管してはならない。また、当該飼育場所で飼育されている他の種の家畜へ給餌してはならない。」</p>																
		<p>飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)</p>	<p>{牛由来の材料を加工している飼料製造施設数}</p> <table border="1"> <tr> <td>1999年</td> <td>2000年</td> <td>2001年</td> <td>2002年</td> <td>2003年</td> <td>2004年</td> <td>2005年</td> <td>2006年</td> </tr> <tr> <td>70</td> <td>68</td> <td>32</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>これらすべての施設が検査を受けており、違反していた施設は0施設となっている。 混合施設での交差汚染防止対策に関しては、データ無し。</p>	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	70	68	32	14	10	1	0	0
		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年										
		70	68	32	14	10	1	0	0										
		<p>飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.2)</p>	<p>ハンガリーでは、反すう動物への動物性たん白質の給餌は行われていない。 ハンガリーには、ほ乳動物由来のたん白質への牛の暴露を禁止する効果的な方策がある。また、2001年以来、魚粉および家禽粉の反すう動物への給餌も禁止されている。</p>																
<p>飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.2)</p>	<p>公認獣医官および検査官による飼料製造施設、流通および農場の定期的な調査の結果、ハンガリーにおいてはフィードバン規則が遵守されていることが示されている。 交差汚染の管理は、フィードバン管理において非常に重要であり、ハンガリーにおける管理制度は、飼料用の動物由来原材料の管理に焦点をおいて行われている。原材料の管理に関しては、書類検査の他、ほ乳動物以外の加工済み動物性たん白質(魚粉、家禽由来の粉類)を検査して反すう動物性たん白質の有無を確認する。 反すう動物への給餌が許可されている全ての飼料は、検査施設における試験によって管理されており、フィードバン規則の遵守が監視されている。 2002年12月31日までは、これらの調査においてELISA試験が行われていた。2003年からは、EUの規定により、顕微鏡検査方法も公認された方法として使用されている。これらの検査によって飼料および原材料中に加工済み動物性たん白質が検出された件数はわずかであり、輸入された魚粉の場合が主であった。</p>																		
<p>飼料サンプリング (2.2.4)</p>	<p>1997年から2002年末まではELISA試験が行われていた。2003年からは、EUの規定により顕微鏡検査法も公認された方法として使用されている。 感度: 顕微鏡検査の感度は、動物由来物質の成分によって決まる。極少量(<0.1%)の飼料を検出することができる。 特異性: 顕微鏡検査により、ほ乳動物、家禽および魚の加工物および加工物の一部を検出することができる。 動物性由来の成分は、典型的な顕微鏡により特定できる特徴(筋肉繊維および他の肉片、軟骨、骨、角、毛、剛毛、血、羽毛、卵殻、魚骨、うろこ)を基に同定される。</p>																		
<p>牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)</p>	<p>ハンガリーにおける給餌の慣習、および禁止する法律のため、国内産MBMおよび輸入MBMが反すう動物の給餌に使用されたことはない。</p>																		

暴露・増幅リスク	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.2.2.1)	{牛由来の材料を加工しているレンダリング施設数} 1999年 2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 8 8 6 2 3 2 3 3
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	1982年1月～ ハンガリーでは、農業省法規によって、動物性廃棄物のレンダリングに際するパッチ工程(最低133℃、3気圧、20分)が、法的に定められている。 1997年7月～ 高リスク部位は、動物衛生法(添付資料3)により、加工前に原材料を5 cmに粉砕すること、また、粉砕されたものは、中心温度133℃以上、20分間以上、3気圧で処理することが定められる。 2004年5月～ EUの法規に従って、他の方法も可能となる。
		交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	2001年以降、施設の専用化がなされている。 2001年の時点で、SRMおよび死亡個体は、専用の施設のみで加工されている。 反すう動物への給餌が許可された全ての飼料は、検査施設における試験によって管理されており、フィードバック規則の遵守が監視されている。
		レンダリング規制 (2.3.2.1)	1997年7月1日～ ハンガリーでは動物性廃棄物を、高リスク部位と低リスク部位の2種類に分類している(動物衛生法) 高リスク部位: 動物あるいはヒトに深刻な健康リスクをもたらす可能性がある動物性廃棄物。 (死んだ動物、死産された動物、公的命により殺処分された動物、ヒトの消費に不適切であるとしてと畜された動物の部分、輸送中に死んだ家畜など) 低リスク部位: 高リスク部位と指定されていない部位で、ヒトや動物に危険ではない部位、あるいはヒトや動物の健康への危険度が低い部位 同法では、高リスク部位は、製品としても原材料としてもハンガリーに輸入することができないと定めている。 高リスク部位は、加工前に原材料を5 cmに粉砕すること、また、粉砕されたものは、中心温度133℃以上、20分間以上、3気圧で処理することが定められている。 低リスク部位用施設では、家畜に給餌されるMBMおよび同様の製品は生産されていない(生産されているのは、ペットフードのみ)。 2003年7月27日～ 新たな省令により、EC規則1774/2002(添付資料3)に基づき、動物の副産物に新たな分類(カテゴリー1、カテゴリー2およびカテゴリー3の原料)を定める。 2004年5月1日～ EC規則1774/2002が直接有効となる。
	SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	EC規則999/2001で以下の通り規定されている。 「以下の組織は、管理されたBSEリスクあるいは不明のBSEリスクである加盟国あるいは第三国に由来する個体のものである場合は、特定危険部位とする。 (a) ウシ科の動物: (i) 12か月齢を超える個体の頭部(下顎を除く、脳および眼を含む)およびせき髄。 (ii) 24か月齢を超える個体のせき柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起および横突起、正中仙骨稜、仙骨翼を除く、背根神経節を含む) (iii) 全ての月齢の個体の、扁桃、十二指腸から直腸までの腸、腸間膜。 (b) 羊および山羊類の動物 (i) 12か月齢を超える、あるいは永久門歯が歯茎から露出している個体の、脳、眼を含む頭部、扁桃、せき髄、 (ii) 全ての月齢の個体の脾臓および回腸。」
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	2000年以前の正確なデータは入手できないが、牛以外の飼料用と、ヒトの食用に回っていたと推察される。 2001年以降は、レンダリング後、焼却している。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.2.1)	2001年4月30日、牛、ヒツジおよび山羊類の動物の、と畜中のSRMの除去と収集および死亡反すう動物のSRMとしての取り扱いが開始。 牛、羊および山羊の死体は、SRMが含まれるため、(特定の)レンダリング施設においてのみレンダリングが可能である。 ただし、3週齢未満の子牛、子羊、子ヤギの死体は、施設敷地内に1年間50 kgまで埋めることができる(2004年5月1日以降、僻地においてのみ合法)。
	その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	なし
		国内防疫規制 (2.4.2)	全ての疾病、あるいは疾病の疑いがある場合において、家畜保有者は獣医師に報告することが法令により定められている。 届け出義務のある疾病に関しては、パンプサーベイランスのみが行われる。 全ての種の動物は、他の群に合流させる前に検疫を受けなくてはならない。

サーベイランスによる検証	母集団の構造		不明																							
	サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲(3.2.1.1)	通常と畜牛(30ヶ月齢超) 死亡牛(24ヶ月齢超) 不慮の事故によると畜牛(24ヶ月齢超) 生前検査で臨床症状を示す動物(24ヶ月齢超) 臨床的にTSEが疑われる動物(全月齢)																							
		カテゴリー別の年間母集団(2006年)(3.2.1.1)	(2006年) 通常と畜牛(30ヶ月齢超) 67,362頭 死亡牛(24ヶ月齢超) 13,725頭 不慮の事故によると畜牛(24ヶ月齢超) 2,579頭 生前検査で臨床症状を示す牛(24ヶ月齢超) 37頭 臨床的に疑われる牛(24ヶ月齢超) 27頭 合計 83,730頭																							
		サーベイランス計画の策定根拠(3.2.1.1)	1989年～ OIEのマニュアルに従って実施 2003年6月25日～ EC規則No.999/2001に従って行われている。																							
		疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制(3.2.1.1)	1989年～ 臨床的に疑われる例で神経学的兆候を示す個体は全て、年齢にかかわらず検査を受けなければならない。 BSEが疑われる牛では、EC規則No.999/2001の第12条に定められた方策がとられている。																							
		サーベイランスの成績(3.2.2)	詳細は回答書本体、3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(2004年)</th> <th>(2005年)</th> <th>(2006年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>81,461頭</td> <td>67,864頭</td> <td>67,440頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>12,562頭</td> <td>13,378頭</td> <td>13,794頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>2,479頭</td> <td>2,485頭</td> <td>2,581頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>62頭</td> <td>38頭</td> <td>37頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>96,564頭</td> <td>83,765頭</td> <td>83,852頭</td> </tr> </tbody> </table>		(2004年)	(2005年)	(2006年)	通常と畜牛	81,461頭	67,864頭	67,440頭	死亡牛	12,562頭	13,378頭	13,794頭	不慮の事故によると畜牛	2,479頭	2,485頭	2,581頭	臨床的に疑われる牛	62頭	38頭	37頭	合計	96,564頭	83,765頭
		(2004年)	(2005年)	(2006年)																						
	通常と畜牛	81,461頭	67,864頭	67,440頭																						
	死亡牛	12,562頭	13,378頭	13,794頭																						
	不慮の事故によると畜牛	2,479頭	2,485頭	2,581頭																						
臨床的に疑われる牛	62頭	38頭	37頭																							
合計	96,564頭	83,765頭	83,852頭																							
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法(3.2.3)	牛の年齢決定は、ハンガリーウシ科動物個体識別登録中央データベースによる。必要な際は、サンプル採取者が歯列を確認する。																								
	検査材料採取手法(3.2.4.1)	TSEの疑いのある動物あるいはその他の神経学的兆候を示す反すう動物のサンプルは、地域の獣医師官の指示により、と畜された動物から公認獣医師官が採取する。 試験対象となるのは頭部で、公認診断施設に配達業者によって送付される。 農場で死んだウシ科動物の場合は、当該農場の動物衛生を担当する公認獣医師官によってサンプルの採取が行われる。 通常と畜の場合、サンプルは公認獣医師官によって採取される。 サンプルは特別のサンプリング用スプーンによって採取される。サンプルは、髄脳から頭部側にある脳幹の一部(4～5 cmの長さ)を含むように採取される。 サンプルはサンプリング用の容器内で低温保存される。サンプルは凍結してはならない。																								
	検査手法(一次検査、確認検査)(3.2.4.2)	{疑い例の場合} マニュアルの最新版に示された方法による組織病理学的検査の対象となる。 組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性の場合、あるいはサンプルが自己融解した場合は、マニュアルに示された他の分析方法(免疫細胞化学検査、イムノブロットング、あるいは電子顕微鏡検査)の対象となる。 これらの検査のうちひとつの結果が陽性であった場合、当該動物はBSE陽性とみなされる。 {BSEモニタリング} 迅速試験で検査される。 迅速試験の結果が判定不能あるいは陽性の場合、サンプルは確認検査の対象となる。 確認検査は、サンプルが自己融解した場合、あるいは組織病理学的検査に適さない場合を除き、マニュアルの最新版に示された方法による脳幹の組織病理学的検査が行われる。 組織病理学的検査の結果が判定不能あるいは陰性の場合、あるいはサンプルが自己融解した場合は、{疑い例の場合}に示された他の分析方法のうちひとつを行う。 迅速テストの結果が陽性あるいは判定不能であり、加えて、続く組織病理学的検査の結果が陽性であるか、あるいは、{疑い例の場合}に示された他の分析方法の結果が陽性である場合、当該個体はBSE陽性とみなされる。 一次検査実施機関は3カ所、このうちのひとつが確認試験を行っている。																								
BSE認知プログラム・届出義務等	BSE認知プログラム(3.3)	ハンガリーには、TSEの教育プログラムがある。 1991年以来、ハンガリー獣医学大学での教育の一環となっている。 地方農業部の地方食品チェーン安全および動物衛生局(前地方動物衛生および食品管理局)は、各地方内の獣医師たちに対する研修を定期的に行っている。 研修では、専門家がBSEを含む報告義務のある疾病に関する新たな情報を伝えている。 そのほかCVOによる国内指示(No.33321/2001)を基に、全ての地方の動物衛生および食品管理局が全獣医師、農業従事者、牛農場・と畜場作業者を対象とした研修を行ってきた。 またテレビ、ラジオ、新聞を通じ、あらゆる機会、BSE問題へ農家の人々の注意を促してきた。																								
	BSEが疑われる全ての牛の調査および届出義務(3.4)	ハンガリーでは1995年付け家畜に関する法令により、BSEは報告義務のある疾病とされている。 また、BSEが報告義務のある疾病と指定される何年も前から、神経学的兆候を示す反すう動物は、狂犬病の疑いがあるものとして報告する義務があり、1989年以降は、これらの動物は狂犬病に対する検査施設における試験の他にBSE(あるいはスクレイピー)の調査対象となっている。 1996年7月1日より、政府による補償金が支払われている。補償金額は、当該動物の市場における時価による。																								

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	<p>動物衛生法により、動物に表示をすることが義務づけられている。 牛の場合、15か月齢に達するまでに耳標が付けられる。 加えて、1997年よりコンピュータを使用した集中識別・登録システム(ENAR)が稼働している。</p> <p>ハンガリー識別・登録システム(I&Rシステム)の基本方針は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・国家牛データベースに全ての牛を登録。 ・全ての牛飼育施設およびと畜所を国家牛データベースに登録。 ・識別は、1頭に固有の一生変わらない番号を基に行う。 ・両耳に耳標を付ける。 ・牛へ耳標を付けた場合には15日以内に国家牛データベースに通知しなければならない。 ・飼育施設から他の飼育施設への移動、あるいはと畜場への移動は通知しなくてはならない。 ・動物パスポートは、国家牛データベースに登録された牛1頭ごとに印刷される。この書類は、次の滞在地またと畜場まで牛に付けられている。牛が死亡した場合、と畜された場合、あるいは輸出された場合は、書類は発行機関に返却される。 ・と畜場は、と畜した牛を全て報告しなければならない。 ・輸出向け牛の荷積み地の承認獣医師官は、輸出向け運送のため荷積みされた牛を全て報告しなければならない。 </p> <p>個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合は、100%</p>
	と畜頭数 (1.2)	<p>{2007年}</p> <p>30ヶ月齢超の健康と畜牛 65630頭 その他の牛 2122頭</p>
各と畜プロセス	と畜場の概要 (2.1.3) (2.2.2)	<p>{と畜場数} 70施設 {と畜頭数} 125,840頭 (日本への輸出を行う、ハンガリーでもっとも大きな施設では、年間28,480頭、一日あたり200頭をと畜)</p> <p>{食肉検査官・獣医師官} 人数: 食肉検査官2人、獣医師官2人(日本向け輸出を承認されたと畜場のみ) 役割(配置状況): 生前・死後検査の履行 施設と作業(と畜)の衛生管理 問題点の記録 是正措置の管理 健康マークの使用 中央政府レベルで決定した全国モニタリングプログラムに基づいたサンプル採取 入手する結果の管理 試験結果や対策を含む施設独自のチェックシステムの管理 TSE試験</p>
	と畜前検査 (2.3.1)	個体識別の管理、臨床検査、通常と畜の決定、分別と畜、と畜の禁止と殺処分の指示、運搬中の動物保護状態の管理、積み卸し、と畜
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	と畜場にて公認獣医師官によりサンプルが採取される。 サンプルの調査は中央農業局動物診断局(前中央獣医研究所)で行われる。 迅速試験およびTSEの疑いのある場合の組織病理学的検査も、デブレツェンとカポシュヴァールにある2カ所の地方獣医学研究施設で行われる。 確認試験はブダペストの国立リファレンスラボで行われる。
	スタンニング (2.5)	スタンニングで圧縮空気(ガス)を牛の頭蓋腔内に注入することは、CVO No 32579の国内指示により禁止されている。 と畜場ではキャプティブボルトピストルが使用されている。
	ピッシング (2.6)	ピッシング及びMRMは、2001年からCVO No 32579の国内指示により禁止されている。

と畜処理の各プロセス	SRMの除去 (2.7.1)	<p>(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか 背割り1回ごとに、背割り用鋸の歯を82℃以上の湯で30秒洗浄しているが、せき髄片は背割り1回ごとに分別回収されていない。</p> <p>(2)回収したせき髄片の処理状況 上述のようにせき髄片は背割り1回ごとに分別回収されていない。 せき髄片は排水中に流され、欧州議会・理事会規則1774/2002の別紙II、IX章に従って、排水の前処理の後SRM(カテゴリー1物質)として処理される。</p> <p>(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか している。1回使用すごとに洗浄係が鋸と刃を洗浄、滅菌している。次の使用の前に毎回背割り鋸の歯は洗浄され、50頭ごとに刃を洗浄したものあるいは新しいものに交換している。</p> <p>(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載 背割り後、作業員ひとりが、特別なサイン入りナイフを使用してせき柱からせき髄とせき髄硬膜を除去している。</p> <p>(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか していない。</p> <p>(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか 公認獣医官の任務の一環である。</p> <p>(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 背割りを行っていないと畜場はない。</p> <p>(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか 行っている。</p> <p>(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか 行っていない。</p>
	SSOP、HACCPに 基づく管理 (2.8.4)	<p>【頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】 除去後直ちにSRMは「SRM」と記された収集用容器に別途集められ、耐熱性の青い染料で染められる。 SRM以外の部位も同じ容器に入れられる場合は、これらの部位もSRMと同様の廃棄物として取り扱われる。 SRMはハンガリーに2カ所あるカテゴリー1レンダリング(加工)施設のいずれかで処理され、認可を受けた高機能混合焼却施設のひとつで混合燃焼によって廃棄される。</p>
食肉等の リスク	食肉及び 機械的回収肉 (MRM) (3.1.1) (4.1)	<p>ピッシング及びMRMは、2001年からCVO No 32579の国内指示により禁止されている。 MRMは製造されていない。</p>
	内臓 (4.2)	<p>【扁桃】 食肉検査の際に、扁桃は政府職員によって取り除かれSRM用容器に入れられる。 その後耐熱染料で青く染められ、地域のレンダリング施設が搬出、処理、廃棄する。 除去はと畜検査員が確認している。</p> <p>【回腸遠位部】 胃袋を分離・結束した後、十二指腸から回腸までの腸は別に扱われSRM用容器に収集される。 その後耐熱染料で青く染められ、地域のレンダリング施設が搬出、処理、廃棄する。 死後検査の際に公認獣医官が腸を検査し、ABPを輸送する許可を加工施設に与えている。</p> <p>【内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無】 と殺の際に、内臓を認識番号のついた容器に入れる。 容器は、プリオンテストの結果が判明するまで差し押えられる。 プリオンテストの陰性結果が出た後、内臓を選別し、必要に応じて切断し、包装紙、3℃以下の保存温度で保存、あるいは低温倉庫で凍結保存される。</p>
その他	日本向け輸出の 付加的要件等	